

三川町立横山小学校 いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」です。また、けんかやふざけ合い、好意で行った行為であっても、相手に苦痛を感じさせてしまった場合もいじめに該当します。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものです。

〈いじめの態様〉

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定「いじめ防止等のための基本的な方針」）
（平成 29 年 11 月「山形県いじめ防止基本方針」）
（令和元年7月「三川町いじめ防止基本方針」）

上記の考え方のもと、本校では全ての職員がいじめの問題を考えるときに、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との基本認識をもち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の6つのポイントをあげる。

- ① 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ② 「いじめを行ってはならない。」「いじめは卑怯な行為である。」見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ③ いじめの定義やいじめの態様について共通認識をしっかりと行う。
- ④ いじめの対応は担任一人に任せるのではなく、校長の指導のもと組織で対応する。
- ⑤ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑥ いじめの解消後も学校と家庭が協力して、継続した事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 教職員による指導について

児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① いのちの教育の推進

第7次山形県教育振興計画の施策の1つである「互いを尊重し前向きに生きる心と体を育む」に基づき、道徳を含む教科、総合的な学習の時間、特別活動を中心に、教育活動全体を通して次の3つの柱を指導する。

ア 自分を大切に思える気持ち(自尊感情)を育てる。

イ いのちのつながりと多様性に気づかせる。

ウ 命の尊さと人間としての生き方をしっかり教える。

いのちの大切さについての指導を行いながら、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも、「傍観者」としていじめに加担していることを理解させるようにする。

② 一人ひとりが活躍できる学習活動

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。教師一人ひとりがわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

③ 道徳の授業を柱とした道徳性の育成

「1 よさを大事にし、信頼し合う子ども」、「2 誠実で礼儀正しい子ども」、「3 思いやり助け合い感謝する子ども」、「4 いのちを大切に作る子ども」、「5 強い意志を持ち努力する子ども」、「6 みんなのために働く子ども」を道徳教育の重点とする。そして、「意識化」と「行動化」の両輪で道徳教育を推し進めていくことで、子ども達の道徳的心情や道徳的判断力、道徳の実践意欲、道徳的態度、道徳的行為、道徳的習慣などの道徳性を養っていく。

④ 人とつながる喜びを味わう体験活動

友達とわかり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。その素地として友だちを「くん・さん」等の敬称をつけて呼ぶよう学校全体で指導して行く。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間、生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。一緒に働いた仲間、保護者や地域の人へ感謝する心も醸成していく。

⑤ インクルーシブ教育の理解

特別支援学級及び障がいを持つ児童だけでなく、特別な支援を要する児童への理解を深め、相互に個性を尊重し合い、相互に認め合えるような学校をめざす。平成26年度より情緒障がいと知的障がいの特別支援学級2クラスが新設されたこと、また、平成29年度は病弱の特別支援学級の開設、令和2年度より情緒障がい学級が1学級増を受け、当該児童のみならず、全児童及び全保護者への特別支援教育の理解と協力を丁寧に行う。また、年間15回程度、学校支援員が気になる児童の諸検査、

その保護者との面談等を行う。さらに、言語通級指導教室と連携して話しことばと結びつくソーシャルスキルトレーニング等の情緒面の指導を行い、人とかかわろうとする気持ちを育んでいく。

(2) 児童に培う力とその取り組み

① 児童に培う力

- ◆ 豊かな情操や道徳心と正義感
- ◆ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度
- ◆ 心の通う人間関係を構築する能力
- ◆ ストレスに対処できる力
- ◆ 自分の過ちを自分で正しく理解し、謝罪する力

② 児童に培う力を育成するための取り組み

児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進することが児童に培う力の育成にもつながる。

前述した教職員の取り組み、「① いのちの教育の推進」、「② 一人ひとりが活躍できる学習活動」、「③ 道徳の授業を柱とした道徳性の育成」、「④ 人とつながる喜びを味わう体験活動」を教育課程の中に系統的に位置づけ、関連させあいながら指導していく。

(3) いじめ防止のための組織と具体的な取り組み

① 情報交換会

週1回の全教職員で行う職員打合せの時間で「情報交換会」を開催し、問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての方針確認や話し合いを行う。

② いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務、生徒指導部長、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、その他、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する等校長が認める者によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(4) 児童の主体的な取り組み

児童の主体的な活動を中核として、思いやり・主体性・責任感を育成する。

① 学級活動

学級生活の充実と向上を図り、健全な生活態度の育成に資する活動を行う。

話し合い活動、係活動、集会活動、ボランティア活動に取り組む。特に、3年生は人権の花運動のボランティアの中心となって活動する。

② 児童会活動

児童自身による自浄作用を具体的に図るために、学校生活の様々な課題を話し合い、協力してその解決を図る活動を行う。代表委員会では、委員会活動の成果と反省を集約し、課題への対策等を話し合い、その実践から自治的な活動ができるようにする。

③ ボランティア活動

平成6年にJRCに加盟して以来、長くJRC活動を行ってきた。具体的には、次の2つを軸に活動に取り組んでいる。

〈 ちょボラ 〉

隔週の木曜日を「ちょボラの日」として位置づけ、ボランティア委員会が中心となって児童一人ひとりにJRCのワッペンを左肩につけるよう呼びかけ、ボランティアに対する意識の高揚と実践を勧める。ちょボラの日には、良い行いや優しい行いをハートの形をした花卉に書き、ボランティア委員会が給食の時間にその一部を紹介したり、校長室前のハートフルの木に貼ったりして、自分たちの活動の啓蒙と広報を行う。(下の空き缶回収と一週間交代で行っている。)

〈 空き缶回収 〉

平成6年から取り組んでいる活動で、隔週の木曜日にボランティア委員が中心となって、空き缶回収を行っている。収益金は、町社会福祉協議会へ送っている。これらの取り組みにより、児童同士の温かな人間関係をつくり、奉仕の心や自発性の育成を図っている。

④ クラブ活動

共通の興味や関心を追求する活動を行い、異学年と協力しながら一人ひとりの個性を伸ばす。

(5) 家庭・地域との連携

① 保護者としての責務

いじめ防止基本法第9条に規定されているように、「保護者は子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導を行うように努めるものとする。」また、「保護者はその保護する児童がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。」とあり、いじめ防止等にかかわり、保護者として責務を自覚し、学校と協力して解決に努めていく。

② PTA活動と連動して

ア 学校保健委員会、PTA保体部の活動と連動して、元気な身体・さわやかな頭で登校できるような生活リズムづくりを推進する。

イ 児童の健全育成のため、PTA主催の研修会で当面の課題に対する講師を招聘し、保護者の意識化と実践を図る。

③ 地域と共に取り組む

ア 人権擁護委員による人権教育を5年生で実施し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を育む。

イ 人権擁護委員、地域の方と共に「人権の花運動」を3年生で実施し、花を育てることを通して思いやりや協力することの大切さを体得させる。

ウ 交通安全協会、安全みつめたいとの連携を通して、登下校の安全や不審者対策、児童の様子を見守ってもらうよう要請する。

エ ふれあい田での勤労生産活動や畑作活動等で、児童の勤労意欲向上や作物のいのちに対する感謝の心情を育成する。

3 早期発見のあり方

全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことで、児童の小さな変化やいじめの兆候を見逃さないようにしている。具体的に次のような取り組みを行う。

(1) 全教職員での見守りと対応

- ① 児童の様子を観察する中で、気になる児童を見つけた時は当該児童からその話を聞き、児童に安心感を持たせて問題の早期解決を図る。
- ② 各学級で活用している連絡帳や学級懇談会、保護者面談、PTA学年行事等を活用して保護者からの情報を積極的かつ早期に把握する。
- ③ 担任を中心に児童の様子の変化について、週1回の職員打合せの時の情報交換会等で報告し、全教職員で共有し、より多くの目で当該児童を見守る。
- ④ 児童が休んだ場合は電話連絡を入れる。理由が不明、明確でない場合は、面談等を行う。
- ⑤「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」「ダイジェスト版」等を活用した 早期発見の取組の実施

【チェック表1】

●学校における平時からの備え

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	<input type="checkbox"/>
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	<input type="checkbox"/>
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対応の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	<input type="checkbox"/>
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	<input type="checkbox"/>

学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	□
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	□
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	□

(2) 児童ふりかえりアンケートの活用

学校生活全般における「魅力ある学校づくりアンケート」を年3回(7月, 12月, 2月)に実施し, その内容に関して児童との面談を行う。その際, 日常生活について話し合う時間を設け, いじめの早期発見の場とする。

(3) アンケートによる対応

- ① 山形県教育委員会が作成した児童用「いじめ発見調査アンケート」を6月, 11月に実施, また, 4・8・1月には「あのねアンケート」の実施により, いじめの兆候の早期発見に努めている。また, アンケート後に教育相談を行う。「いじめ発見調査アンケート」いじめられた児童がいじめる立場に変化することもあり, 自分の言動を振りかえさせ, 意識化を図る。

このアンケートで○を1つでも記入した児童については, 早急に面談(聞き取り)等をおこない, その時の状況や心情を詳しく把握する。そして, 面談内容等を記録し蓄積していく。

- ② 保護者に対しても山形県教育委員会が作成した「いじめ発見調査保護者アンケート」を6月, 10月に実施し, 保護者から見た子どものいじめに関する状況等を把握する。保護者からの情報については次のように対応する。

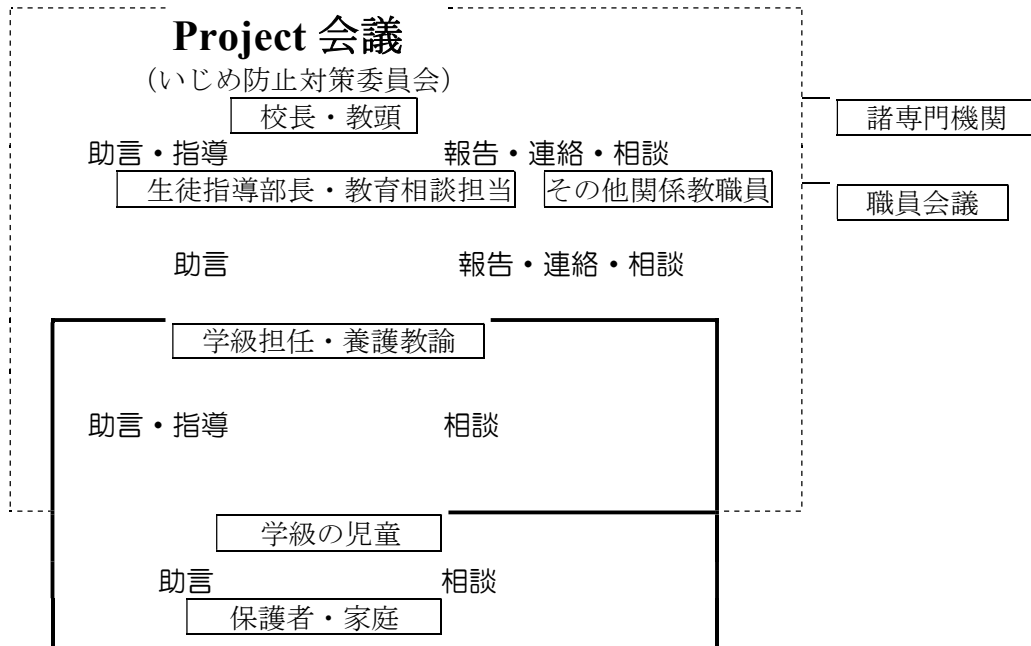
ア 保護者からの情報提供のみで連絡の必要なし。

イ いじめの兆候があるという保護者からの情報提供に対してその対応の報告を求める。

イの場合は, 保護者と連絡を取り合い, 適宜対応する。また, 保護者との連絡内容や面談内容についても記録し蓄積する。

(4) 相談窓口などの組織体制

- ① 教育相談組織として教育相談プロジェクト会議を位置づける。



- ② 相談窓口

主に学級担任が児童・保護者の相談窓口となる。必要に応じて、養護教諭も相談にあたる。担任で解決が困難な場合などは、その相談内容に応じて、校長、教頭、生徒指導部長、教育相談担当、その他関係職員を交えたプロジェクト会議を持ち、児童・保護者の相談内容の解決にあたる。また、地域や保護者からの相談窓口を教頭及び担任に定め、情報の収集と対応を図る。

- ③ 記録

児童のアンケートや保護者のアンケート、教育相談内容、面談内容、連絡内容等は記録をとり、指導の蓄積を図る。また、これらの記録等は児童が卒業するまで保管する。ただし、児童や保護者が記入したアンケートは5年保存とする。

(5) 地域や家庭との連携

- ① 「横山っ子ネットワーク協議会」を通常年3回(うち11月は小学校を会場に)開催し、地域や外部集団での児童の様子について情報を収集し、共有して必要に応じて協力をあおぐ。

「横山っ子ネットワーク協議会」構成メンバー
同窓会長、横山地区町内会長会代表、地域住民
人権擁護委員、町主任児童委員、
PTA会長、PTA副会長、三川町統括コーディネーター、横山地区コーディネーター
校長、事務局員(学校職員・教委) 等

- ② 「安全みつめたい」横山地区メンバー、地域学校安全指導員、スクールバス運転手・添乗員、子ども110番等から、登下校の様子について情報の収集を図る。

- ③ いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を

伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはせず、プライバシーに配慮した一定の情報の公開を心がける。

- ④ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も広報する。

4 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

(1) 迅速な事実確認・報告・相談

- ① いじめ問題を認識・発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、速やかに「いじめ防止対策委員会」メンバーに報告・相談する。
- ② 「いじめ防止対策委員会」において対応を協議し、的確な役割分担を行い、問題の解決にあたる。
- ③ 被害児童からの聞き取り、加害児童からの聞き取り等を複数で行い、以下の点を留意して事実の確認と集約を行う。

◆だれがだれをいじているのか	【加害者と被害者の確認】
◆いつ、どこで起こったのか	【時間と場所の確認】
◆どんな内容のいじめなのか、どんな被害を受けたのか	【内容】
◆いじめのきっかけは何か	【背景と要因】
◆いつ頃から、どのくらい続いているのか	【期間】

- ④ 被害児童からの聞き取りに際しては、被害児童の保護者へ電話連絡や面談等を行う。
- ⑤ 場合によっては該当所属集団からの聞き取りやアンケート等を実施する。

(2) 被害児童を守る姿勢・加害児童への指導及び被害・加害児童の保護者に対する対応

- ① 被害児童を守る姿勢と被害児童の保護者への対応
 - ア 事実確認とともに、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
 - イ 情報収集を綿密に行い、被害児童の身の安全を最優先に考える。
 - ウ 被害児童の保護者に対して、いじめを発見したその日に、電話連絡や面談等で保護者に面談し事実関係を伝え、今後の対応について協議する。
 - エ 被害児童の保護者に対して、学校の指導方針や今後の対応、家庭での被害児童の様子などについて継続して家庭との連携し、問題の解決にあたることを伝える。
 - オ 被害児童の心の傷を癒すために、特別支援コーディネーターや養護教諭と連携を取りながら、指導を継続する。
- ② 加害児童への指導と加害児童の保護者への対応
 - ア 加害児童に対しては毅然とした態度と粘り強い指導を継続する。
 - イ いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、加害児童の背景にも目を向けて指導する。
 - ウ 一定の教育的配慮のもと、心理的な疎外感や孤立感を与えないように留意する。
 - エ 加害児童への保護者に対して、正確な事実関係を説明し、被害児童や被害児童の保護者の心情を伝え、よりよい解決を図ることを伝える。
 - オ 加害児童の保護者に対して、「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示すと共に、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼し、児童の変容を図るために今後のかか

わり方などを一緒に考え、助言する。

(3) 発見・通報を受けての組織的な対応

- ① 「いじめ防止対策委員会」において、いじめの正確な事実確認を行う。
 - ア 当事者双方、まわりの子ども達からの聞き取りを丁寧に行う。
 - イ 関係職員と情報を共有し正確に把握する。
 - ウ いじめの全体像を把握する。
- ② 「いじめ防止対策委員会」において、指導体制及び指導方針を決定する。
 - ア 指導のねらいを明確にする。
 - イ 全教職員の共通理解を図る。
 - ウ 対応する教職員の役割分担を適切に行う。
 - エ 教育委員会、関係機関との連携を図る。
- ③ 子どもへの指導と支援
 - ア いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除く。
 - イ いじめられた子どもの安全を最優先し、関係機関と連携しながら、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等に当該児童を見守る体制を整備する。
 - ウ いじめた子どもに、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは許されない行為だ。」という意識を持たせる。
- ④ 保護者との連携
 - ア 直接会って、具体的な対策を確認する。
 - イ 保護者からの協力を求め、今後の学校との連携方法などを確認する。
- ⑤ 継続的な対応
 - ア いじめられた子ども、いじめた子どもに対する継続的な指導や支援、対応を行う。
 - イ いじめのケースにより、外部の専門家等との連携を図る。
- ⑥ アンケートの実施について
 - ア いじめがあった場合（疑いを含む）は、全児童生徒にアンケートを取る場合がある。
※アンケートは、調査主体（学校等）が必要と判断した児童生徒に限る場合もある。
 - イ いじめがあった場合（疑いを含む）は、全児童生徒から聞き取り（1回30分～40分程度）を行う場合がある。※聞き取りは、調査主体（学校等）が聞き取りが必要と判断した児童生徒に限る場合もある。

(4) 集団への働きかけ

- ① 当事者だけの問題にとどめず、学級、学校全体の問題としてとらえ、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
- ② 傍観者の立場にいる児童たちやはやしたてたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめているのと同様であるということを指導する。
- ③ いじめについての報道や体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合う場を設定する。

(5) ネットいじめへの対応

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

- ① 学校での情報モラル等の指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携協力し、双方で指導を行う。
- ② インターネットの特殊性による危険性(発信した情報は多くの人に瞬時に広まること、一度流失した情報はかんたんに回収できないこと、匿名で書き込みした場合でも特定できること、書き込みが原因で思わぬトラブルをまねくこと等)を踏まえた情報モラルの指導を学年に応じて行う。

(6) いじめの解消について

- ① いじめの解消は、いじめの認知から3カ月超えた段階で解消しているか確認する。
- ② 被害者本人とその保護者が納得した上でいじめが無いと判断した場合に、解消される。また、前年度に認知されたいじめの場合は、年度を超えても次の担任が必ず確認する。

5 教育的諸課題から配慮すべき児童の対応

学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(1) 発達障がいを含む、障がいのある児童について

発達障がいを含む、障がいのある児童が関わるいじめについては、教職員が個々の児童の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

特に、障がいの特性から自分がいじめられていると認識できない児童もいることから、いじめの定義にとらわれず適切な指導が必要になる場合がある。また、発達障がいの児童が、相手の迷惑になることがわからなかったり、興味を引くために極端な行為を行ったりすることから、加害者になる可能性があることも忘れてはならない。

指導の際の教職員の何気ない言動が、当該児童にとって予想以上に強いストレスを感じる言動として受け取られる場合もある。校内研修や職員会議等、その児童の障がいを理解し、適切な対応を学び、指導のあり方について、教職員全体で共通理解を深める場の設定も考慮していく。

(2) 海外から帰国した児童や外国人の児童について

海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われることがないよう、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。当該児童に対する支援を行うにあたっては、教師を初めとする大人が当該児童を理解し尊重することが大切である。

さらに、当該児童の課題を集団全体の課題として共有させることにより、周囲の児童が当該児童に対する興味関心を持つ姿勢につなげ、集団として多くのことを学ぶきっかけにする。

(3) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童について

性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、教職員の正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

常日頃から児童理解の視点を大切にし、様々な資料等(例「性同一性障害や性的指向・性自認に係

る児童に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)(文部科学省)」などから正しい知識を習得したり、積極的に研修会等で情報収集したりすることにより、教師自ら正しい理解をすることが大切である。

(4) 被災児童について

東日本大震災や暴風雨などの自然災害により被災した児童や原子力発電所事故により避難している児童(「被災児童」という。)については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

本校には、今まで震災等により避難してきた児童は在籍していない。今後、転入する場合もあるので、その場合は状況を的確に把握し、被災児童に寄り添いながら支援を行っていく。正しい知識を児童や保護者に対して伝えることにより、正しい理解を促していく。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

重大事態とは、以下のように定められている。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③いじめられた本人、またその保護者が、いじめの重大事態であると申告した場合(学校や教育委員会に)
- ④学校が①～③以外の事案について、学校が重大事態として対処する必要があると判断するもの。

具体的には、児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などが例示されている。

(2) 調査組織の設置

本校の「いじめ防止対策委員会」を母体するが、いじめが発生した場合は、三川町教育委員会に報告し、教育委員会において重大事態と判断した場合は、教育委員会の指示により「学校いじめ問題調査委員会」を設置する。(以下、三川町いじめ防止基本方針による)

(3) 重大事態の報告

- ① 学校は三川町教育委員会へ報告する。(教育課長→教育課長補佐→指導主事)
- ② 報告内容は重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にしたものとする。(三川町重大事態対応マニュアルを参照する)

(4) 外部機関との連携

- ① 客観的な事実関係を把握するために、三川町教育委員会、警察、医療機関、法務局、児童相談所

等との連携を図る。

- ② 町教育機関，学校間との連携を図る。

7 教育相談体制・生徒指導体制

(1) 教育相談体制と活動計画

- ① 児童との教育相談週間を年3回(6月，10月，1月)に計画し，実行する。
- ② 児童との教育相談は担任の計画，児童の様子等により随時実施していく。
- ③ 保護者との教育相談は，年1回(9月保護者面談通知表配付，3月は希望面談とする)実施し，その他随時相談を実施する。
- ④ 養護教諭による健康相談と併せて教育相談を随時実施する。
- ⑤ 児童用「いじめ発見調査アンケート」を6月，11月に実施し，また，4・8・1月は「あのねアンケート」を実施し，いじめの兆候を回答した児童に関しては，その日のうちに面談(聞き取り)等を行う。また，面談内容については，面談実施時期，面談内容等を記録し蓄積していく。
- ⑥ 「いじめ発見調査保護者アンケート」を6月，10月に実施し，いじめの兆候があると回答があった場合には，保護者と連絡を取り合い，適宜対応していく。連絡時期，連絡内容については記録し蓄積していく。
- ⑦ 子ども同士の関係作りを積極的に進めるために，学年に合った構成的グループエンカウンターを取り入れていく。

(2) 生徒指導体制と活動計画

- ① 生徒指導部長を中心に対応にあたる。
- ② 活動計画

月	学校の取組	担任の取組	児童の取組	保護者の取組	PTA・地域との連携
4	◇「いじめ防止基本方針」の確認と共通理解 <u>年間を通して教育相談を受け付けることを年度初めに周知(安心メール)</u>	◆定義や具体的な様子を伝え，「いじめは許されない」ことを児童・保護者と確認	○「いじめをしない」ことを確認 ○あのねアンケート	<u>年間を通して、担任へ教育相談(必要に応じて)</u>	・学年懇談会 ・PTA総会
5			○児童会総会 ○Q-U		・人権擁護委員「人権の花運動」(3年)
6	◇防止対策委員会	◆児童との教育相談	○いじめ発見調査アンケート	●いじめに関する保護者アンケート	・学校運営協議会
7	◇学期反省				・(学年懇談会)
8		◆傍観しないことを伝え，「いじめは許されない」ことを児童と再確認	○「いじめをしない」ことを再確認 ○あのねアンケート		

9		◆保護者との教育相談（通知表配付）		●担任への教育相談（通知表配布）	
10			○Q-U	●いじめに関する保護者アンケート	
11	◇防止対策委員会	◆児童との教育相談	○いじめ発見調査アンケート		・横山っ子ネットワーク協議会
12					
1	◇学校評価の説明	◆全体の問題、「いじめは許されない」ことを児童と再確認 ◆児童との教育相談	○「いじめをしない」ことを再確認 ○あのねアンケート		・学年懇談会 ・PTA全体会
2	◇年間反省 ◇防止対策委員会		○児童会総会		・民生児童委員会 ・学校運営協議会
3	◇「防止基本方針」の見直し	◆保護者との教育相談（希望面談）		●担任への教育相談（希望面談）	
通年	◇全校朝会，校内放送での講話 ◇情報の収集 ◇いじめの認知 ◇対応の検討 ◇役割分担 ◇解消の認知 ◇PTA，地域，教育委員会と連携	◆いのちの教育を推進。道徳性の育成。体験活動の充実 ◆児童の主体的な活動。思いやり，主体性，責任感を育成 ◆日常的な児童の観察。児童，保護者との教育相談	○ちょボラ ○空き缶回収 ○募金活動	●いじめを行うことのないよう，規範意識を養う ●いじめを受けた場合には，いじめから保護する ●横山小が講ずる防止のための措置に協力する	・情報収集と共通した課題の把握

8 校内研修

(1)いじめの理解，組織的対応等による研修計画

① いじめの理解について

- ア 年度当初，横山小学校いじめ防止基本方針についての研修を行い，内容の共通理解を図る。
- イ 「いじめ発見調査アンケート」「いじめ発見調査保護者アンケート」実施時期にもいじめの理解を図る機会を設ける。

② 組織的対応について

- ア 年度当初，いじめへの対応事例等に基づき，組織的対応の研修を図る。
- イ 「いじめ発見調査アンケート」「いじめ発見調査保護者アンケート」実施前に，アンケートの取り扱いや記載内容への対応の仕方等の研修と組織的対応の確認を図る。
- ウ 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実・いじめの実態把握の取組状況等，設置する学校における定期的なアンケート調査，個人面談の取組状況等を点検するとともに，教師向けの指導用資料やチェックリストの作成・配布などを通じ，学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。

9 学校評価と教員評価

(1) いじめの問題への対応と評価の基本的な考え方

- ① 学校評価, 教員評価の中にいじめに関する評価項目を設ける。
- ② いじめの有無やその多寡を評価するのではなく, 日頃からの児童の理解, 未然防止や早期発見, いじめが発生した際の問題を隠さず, 迅速かつ適切な対応, 組織的な取り組みをしているかを評価していくものとする。
- ③ 横山小学校いじめ防止基本方針は保護者等に公表し, いじめへの対応について共通理解を図る。

(2) 地域や家庭との連携

- ① 横山っ子ネットワーク協議会で学校評価に対する質問, 意見等をもらう。その会議で話し合われたことを学校運営に反映させる。
- ② 1月の保護者会で学校評価の説明機会を設ける。その際, いじめに関する報告等も行う。

(3) 校内におけるいじめの防止等に対する PDCA サイクル

- | | |
|---------|---------------------------------|
| ①PLAN | 未然防止・早期発見の取り組みについて計画し, 共通理解を行う。 |
| ②DO | 計画に沿った調査や面談等の実践, いじめへの対応 |
| ③CHACK | 指導・支援についての評価 |
| ④ACTION | 計画の改善・見直し |

平成26年2月 制定
平成26年5月一部改訂
平成26年8月一部改訂
平成27年1月一部改訂
平成27年5月一部改訂
平成30年5月一部改訂

訂

平成31年1月一部改訂
令和2年5月一部改訂
令和3年2月一部改訂
令和4年5月一部改訂
令和5年5月一部改訂
令和6年5月一部改訂
令和6年11月一部改訂
令和7年4月一部改訂
令和8年4月一部改訂